

令和5年度 改正省工ネ法を踏まえた対応に関する説明会

国土交通省 総合政策局 環境政策課
令和5年5月25日、26日、30日

1. 省エネ法の概要

2. 省エネ法の改正について

3. 新様式に基づく中長期計画書の作成について

4. その他

省エネ法とは？

○省エネ法とは？

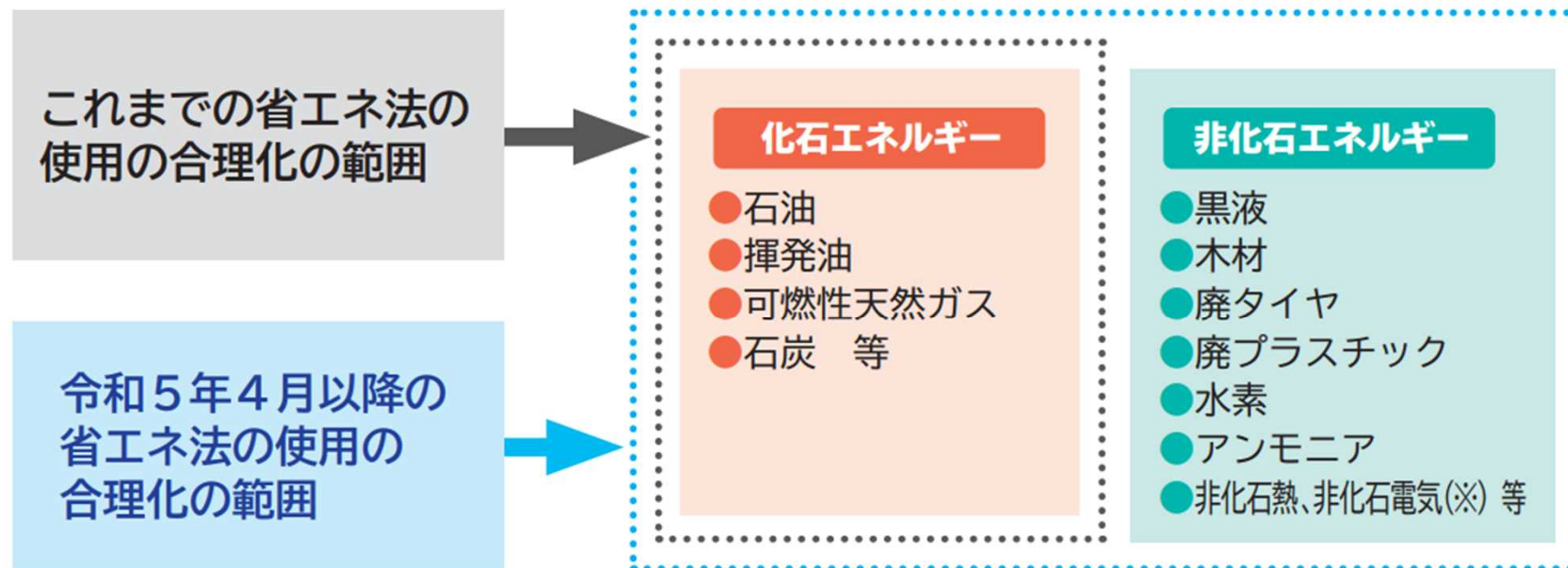
省エネ法は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」として、石油危機を契機に、「内外におけるエネルギーを巡る経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送※、建築物及び機械器具等について、エネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化※に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的とされ、昭和54年に制定された法律。

※輸送分野の措置については2005年改正時に、電気の需要の平準化については2013年改正時に導入。

○省エネ法におけるエネルギーとは？

省エネ法におけるエネルギーとは、以下の青枠に示す燃料、熱、電気が対象。

令和5年4月から新たに**非化石エネルギーが報告対象に加わり、すべてのエネルギーの使用の合理化が求められること**となった。



※太陽熱、太陽光発電電気など

省エネ法が規制する分野

- 工場等（工場又は事務所その他の事業場）の設置者、荷主、輸送事業者に対し、省エネ取組等を実施する際の目安として「判断基準」を示し、取組を促進。
- 特に、一定規模以上の事業者に対しては、上記取組への定期的な報告を義務とし、取組が著しく不十分な場合は勧告等を実施。

エネルギー使用者への直接規制

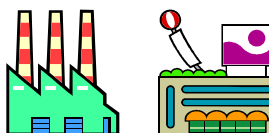
使用者への間接規制

工場・事業場

対象：工場等を設置して事業を行う者

（エネルギー使用量1,500kl/年以上）

- ・エネルギー管理者等の選任義務
- ・エネルギー使用状況等の定期報告義務
- ・中長期計画の提出義務
- ・事業者の努力義務



運輸

対象：貨物/旅客の輸送を業として行う者

（保有車両数 トラック200台以上、鉄道300両以上等）

- ・中長期計画の提出義務
- ・エネルギー使用状況等の定期報告義務
- ・事業者の努力義務



対象：荷主

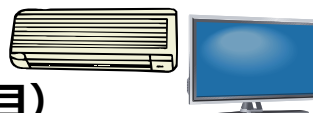
（年間輸送量が3,000万トン以上）

- ・計画の提出義務
- ・委託輸送に係るエネルギー使用状況等の定期報告義務
- ・事業者の努力義務



エネルギー消費機器

対象：エネルギー消費機器、熱損防止建築材料の製造又は輸入事業者



トップランナー制度（32品目）

（乗用自動車、エアコン、テレビ等のそれぞれの機器において商品化されている最も優れた機器の性能以上であることを求める制度）。

- ・事業者の努力義務

一般消費者への情報提供

事業者の一般消費者への情報提供の努力義務

- ・家電等の小売業者による店頭での分かりやすい省エネ情報（年間消費電力、燃費等）の提供
- ・電力・ガス会社等による省エネ機器普及や情報提供等

特定輸送事業者の輸送能力

○特定輸送事業者の輸送能力：

毎年3月末日時点における「輸送能力」が次の数値以上である輸送事業者を「特定輸送事業者」として指定。

区分	輸送能力	貨物	旅客
鉄道	車両数	300両	300両
自動車	台数	200台	バス 200台 タクシー 350台
船舶	総船腹量	2万総トン	2万総トン
航空機	総最大離陸重量	9,000トン	

(留意事項)

- ・軽自動車は「輸送能力」に含めない（ただし、エネルギー使用量には軽自動車分も含める）
- ・トレーラーは「輸送能力」に含めない

特定輸送事業者の指定状況 (令和5年3月末)

- 令和5年3月末現在で、**全国564社**を特定輸送事業者に指定。
- 管轄局別の指定割合は、関東運輸局が213社（38%）と最も多く、次いで中部運輸局が83社（15%）、近畿運輸局が81社（14%）となっており、これら3局で67%を占めている。
- 輸送区分別の指定割合は、事業用貨物自動車301社（53%）でトップであり、次いで旅客乗合自動車（バス）が90社（16%）、自家用貨物自動車76社（14%）となっており、この3業で83%を占めている。

管轄局等	特定輸送事業者数
北海道運輸局	21
東北運輸局	30
関東運輸局	213
北陸信越運輸局	18
中部運輸局	83
近畿運輸局	81
神戸運輸監理部	4
中国運輸局	29
四国運輸局	17
九州運輸局	62
沖縄総合事務局	4
航空局	2
合計	564

	輸送区分	特定輸送事業者数
貨物	鉄道	1
	事業用貨物自動車	301
	自家用貨物自動車	76
	船舶	35
	小計	413
旅客	鉄道	26
	乗合自動車（バス）	90
	乗用自動車（タクシー）	20
	船舶	13
	小計	149
	航空	2
	合計	564

1. 省エネ法の概要

2. 省エネ法の改正について

3. 新様式に基づく中長期計画書の作成について

4. その他

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るための エネルギーの使用の合理化等に関する法律等^(※)の一部を改正する法律案の概要

2022年5月13日成立

出典：経済産業省HP

※エネルギーの使用の合理化等に関する法律、エネルギー供給構造高度化法（高度化法）、JOGMEC法、鉱業法、電気事業法

背景

- ✓ 第6次エネルギー基本計画（2021年10月閣議決定）を踏まえ、「**2050年カーボンニュートラル**」や**2030年度の野心的な温室効果ガス削減目標の実現に向け、日本のエネルギー需給構造の転換を後押し**すると同時に、**安定的なエネルギー供給を確保**するための制度整備が必要。

法律の概要

- ✓ **省エネの対象範囲の見直しや非化石エネルギーへの転換促進、脱炭素燃料や技術への支援強化、電源休廃止時の事前届出制の導入や蓄電池の発電事業への位置付け等の措置を講ずることで、①需要構造の転換、②供給構造の転換、③安定的なエネルギー供給の確保を同時に進める。**

（１）需要構造の転換（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）

- ① **非化石エネルギーを含むエネルギー全体の使用の合理化**
 - ・ 非化石エネルギーの普及拡大により、供給側の非化石化が進展。これを踏まえ、**エネルギー使用の合理化（エネルギー消費原単位の改善）の対象に、非化石エネルギーを追加**。化石エネルギーに留まらず、エネルギー全体の使用を合理化
- ② **非化石エネルギーへの転換の促進**
 - ・ 工場等で使用するエネルギーについて、**化石エネルギーから非化石エネルギーへの転換（非化石エネルギーの使用割合の向上）を求める**
 - ・ 一定規模以上の事業者に対して、**非化石エネルギーへの転換に関する中長期的な計画の作成を求める**
- ③ **ダイヤモンドリスポンス等の電気の需要の最適化**
 - ・ 再エネ出力制御時への需要シフトや、需給逼迫時の需要減少を促すため、**「電気需要平準化」を「電気需要最適化」に見直し**
 - ・ 電気事業者に対し、**電気需要最適化に資するための措置に関する計画（電気需要最適化を促す電気料金の整備等に関する計画）の作成等を求める**

（２）供給構造の転換（高度化法、JOGMEC法、鉱業法）

- ① **再生可能エネルギーの導入促進**
 - ・ JOGMECの業務に、**洋上風力発電のための地質構造調査等**を追加
 - ・ JOGMECの出資業務の対象に、**海外の大規模地熱発電等の探査事業（経済産業大臣の認可が必要）**を追加
- ② **水素・アンモニア等の脱炭素燃料の利用促進**
 - ・ 位置づけが不明瞭であった**水素・アンモニアを高度化法上の非化石エネルギー源として位置付け**、それら脱炭素燃料の利用を促進（高度化法）
 - ・ JOGMECの出資・債務保証業務の対象に、**水素・アンモニア等の製造・液化等や貯蔵等**を追加
- ③ **CCS[※]の利用促進**
 - ・ JOGMECの出資・債務保証業務等の対象に**CCS事業及びそのための地層探査**を追加
 - ・ 火力発電であっても**CCSを備えたもの（CCS付き火力）は高度化法上に位置付け**、その利用を促進（高度化法）
- ④ **レアアース・レアメタル等の権益確保**
 - ・ **レアアースを鉱業法上の鉱業権の付与対象に追加**し、経済産業大臣の許可がなければ採掘等できないこととする（鉱業法）
 - ・ JOGMECの出資・債務保証業務の対象に、**国内におけるレアメタル等の選鉱・製錬**を追加

※Carbon dioxide Capture and Storage(二酸化炭素を回収・貯蔵すること)

（３）安定的なエネルギー供給の確保（電気事業法）

- ① **必要な供給力（電源）の確保**
 - ・ 発電所の休廃止が増加し、安定供給へのリスクが顕在化している状況を踏まえ、発電所の休廃止について事前に把握・管理し、必要な供給力確保策を講ずる時間を確保するため、**発電所の休廃止について、「事後届出制」を「事前届出制」に改める**
 - ・ 脱炭素化社会での電力の安定供給の実現に向けて、**経済産業大臣と広域的運営推進機関が連携し、国全体の供給力を管理する体制を強化**
- ② **電力システムの柔軟性向上**
 - ・ 脱炭素化された供給力・調整力として導入が期待される**「大型蓄電池」を電気事業法上の「発電事業」に位置付け、系統への接続環境を整備**

※上記のほか、JOGMECによる事業者に対する情報提供や石油精製プロセスの脱炭素化などの措置を講ずる。

第6次エネルギー基本計画(2021年10月閣議決定)を踏まえ、脱炭素社会の実現に向け、供給サイドの脱炭素化を踏まえた需要サイドの電化・水素化等による非化石エネルギーへの転換等を図るため、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(省エネ法)等を改正。

省エネ法(改正前)

- 工場・事業場、荷主、輸送事業者に対し、国が定める「判断基準」に即し、化石エネルギーの使用合理化(省エネ)を求める。
 - エネルギーの使用効率の改善目標(年平均1%以上低減)
 - 技術的かつ経済的に可能な範囲内で、具体的に取り組むべき事項
- 一定規模以上の事業者(特定事業者等)に以下を義務づけ
 - 中長期計画(省エネ)の作成
 - エネルギー使用状況等の定期報告

工場・事業場	荷主	輸送事業者
<p>努力義務</p> <ul style="list-style-type: none"> 判断基準に基づく省エネ取組 	<p>判断基準に基づく省エネ取組</p>	<p>判断基準に基づく省エネ取組</p>
<p>報告義務</p> <p>特定事業者等 (エネルギー使用量 1,500kl/年以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期計画【経産大臣、主務大臣】 定期報告 	<p>特定荷主 (年間輸送量3,000万 トンキロ以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期計画【経産大臣、主務大臣】 定期報告 	<p>特定輸送事業者 (保有車両トラック200 台以上等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期計画 定期報告【国交大臣】

法改正の概要

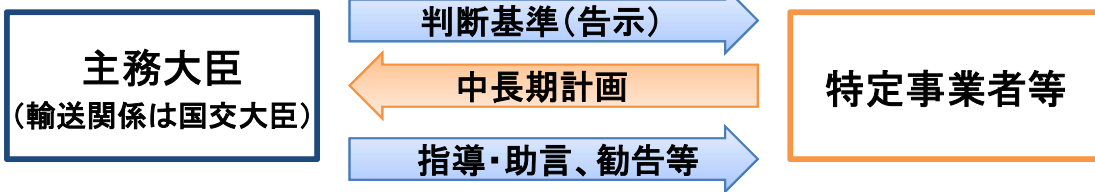
令和5年4月1日施行

○省エネの対象に「非化石エネルギー」を追加し、非化石エネルギーを含むエネルギー全体の使用合理化を推進。

○非化石エネルギーへの転換に向けた措置を追加。

- 国の判断基準に非化石エネルギーへの転換に関する目標及び取組事項を追加
- 特定事業者等に対して、非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画の作成を義務づけ

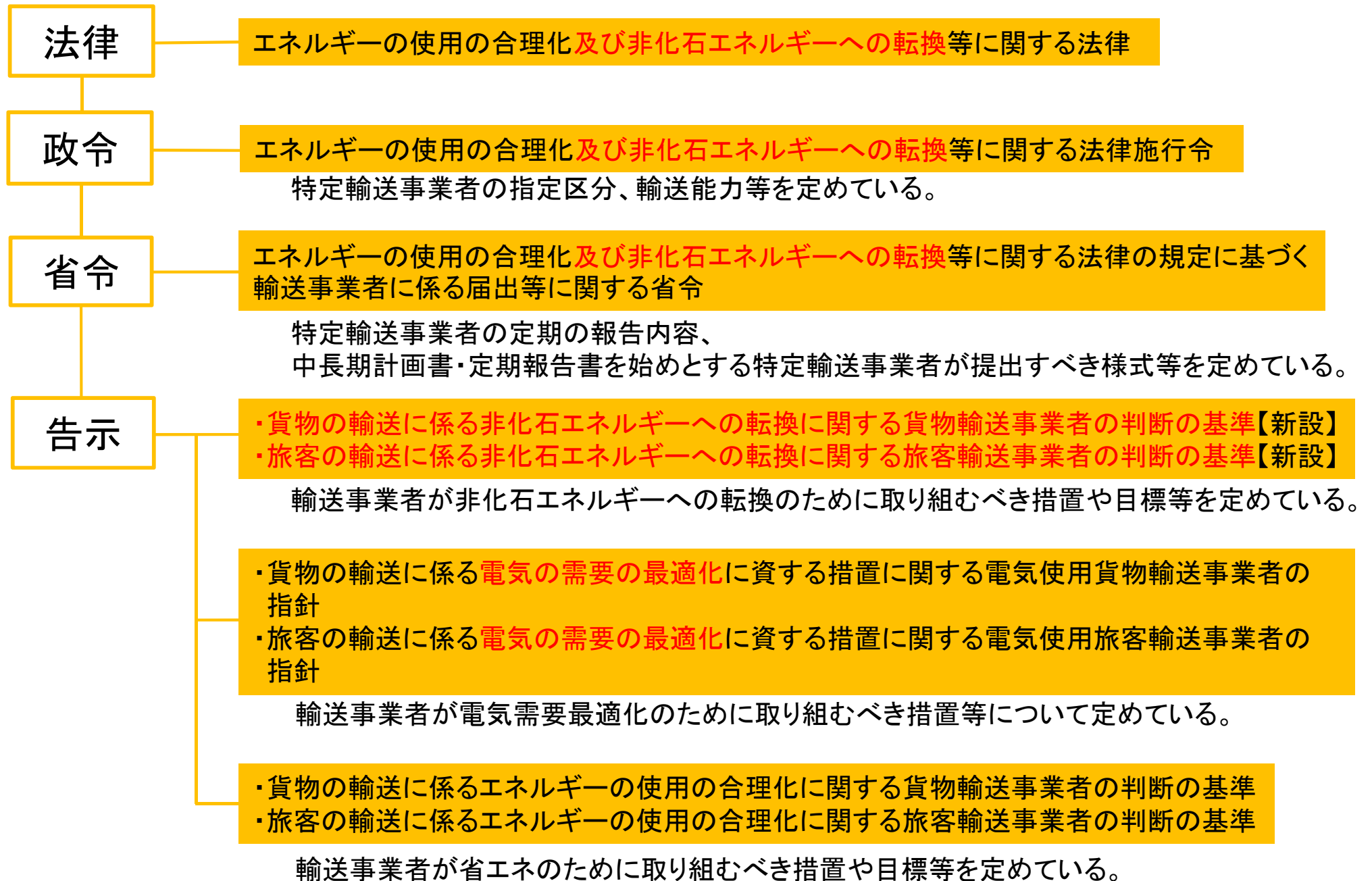
○電気使用事業者に対し、季節や時間帯の電気の需給状況に応じた需要のシフトを促す「電気需要最適化」を促進。



記載イメージ

- 目標: 非化石エネルギーの使用割合の向上
- 具体的取組(例): ※技術的かつ経済的に可能な範囲での取組
 - ・非化石電気の使用(太陽光パネルの設置等)
 - ・バイオ燃料、水素・燃料アンモニア、SAF等の非化石燃料の使用
 - ・非化石エネルギー導入に向けた技術開発・実証 など

主な改正省エネ法関係法令(輸送部分)



法改正の概要～エネルギーの使用の合理化～

- 改正省エネ法では、「エネルギー」の定義が拡大され、**非化石エネルギーを含むエネルギー全体の使用の合理化**を図ることが必要。これに伴い、**非化石エネルギーが報告対象に追加**される。
- エネルギーの使用の合理化を評価するエネルギー消費原単位の算出に当たっては、**非化石燃料の使用量に乗じる補正係数**等を考慮する。
- 5年度間平均エネルギー消費原単位の算定に当たっては、以下のとおり、**経過措置**を設ける。

●改正前の省エネ法に基づく数値は（ ）内に、改正後の省エネ法に基づく値は（ ）外に記載する。

■ 2024 年度定期報告（2023 年度実績）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	5 年度間平均 原単位変化
エネルギー消費原単位	(95.92)	(94.96)	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	/
対前年度比 (%)	/	99.0	97.9	98.0	100.0	98.7

■ 2025 年度定期報告（2024 年度実績）

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	5 年度間平均 原単位変化
エネルギー消費原単位	(94.96)	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	88.2	/
対前年	/	97.9	98.0	100.0	98.0	98.5

改正前の省エネ法に
基づく原単位変化

■ 2026 年度定期報告（2025 年度実績）

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	5 年度間平均 原単位変化
エネルギー消費原単位	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	88.2	88.2	/
対前年度比 (%)	/	98.0	100.0	98.0	100.0	99.0

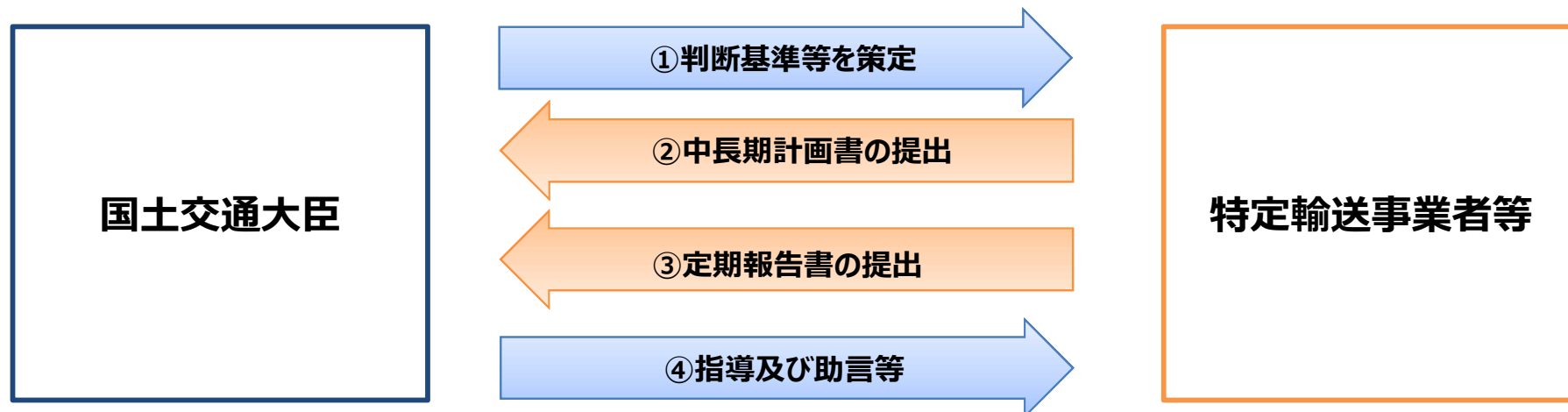
■ 2027 年度定期報告（2026 年度実績）

	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年	原単位変化
エネルギー消費原単位	(91.11)	(91.11) 90	88.2	88.2	87.32	/
対前年度比 (%)	/	100.0	98.0	100.0	99.0	99.3

改正後の省エネ法に
基づく原単位変化

法改正の概要～非化石エネルギーへの転換～

- 特定輸送事業者は、「非化石エネルギーへの転換」に関する措置として、**非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期計画（2030年度が目標年）**及び**非化石エネルギーの使用状況等の定期報告**の提出が求められる。
- 国は、必要に応じて、指導・助言を行う。また、非化石エネルギーへの転換状況が著しく不十分である場合、**関連する技術の水準等を勘案した上で**、勧告や公表を行う。



省エネ法の改正に伴い、輸送事業者における非化石エネルギーへの転換に係る「判断基準」を作成するため、交通政策審議会交通体系分科会環境部会の「グリーン社会小委員会」において調査審議を行った。

グリーン社会小委員会の体制

委員長： 屋井鉄雄 東京工業大学副学長、環境・社会理工学院教授（※前環境部会長）

委員： 塩路昌宏 京都大学名誉教授

二村真理子 東京女子大学現代教養学部教授

村山英晶 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授

山戸昌子 トヨタ自動車(株)CN先行開発センター環境エンジニアリング部部長

オブザーバーとして輸送関係業界団体等を招聘

【自動車】トラック協会、バス協会、ハイヤー・タクシー連合会 【物流】物流団体連合会

【船舶】内航総連、旅客船協会 【航空】JAL、ANA、定期航空協会

【鉄道】JR各社、民鉄協会、地下鉄協会

【有識者】兵藤哲朗 教授（東京海洋大学） 【関係省庁】資源エネルギー庁

事務局： 自動車局、海事局、航空局、鉄道局、交流審の協力を得て、総合政策局環境政策課が事務を処理

開催状況

第1回（2022年8月10日）： 業界ヒア（自動車）等

第2回（ 8月31日）： 業界ヒア（船舶、航空、鉄道）等

第3回（ 11月30日）： 判断基準（素案）について 等

第4回（ 12月28日）： 判断基準（案）について 等

第5回（2023年1月12日）： 非化石エネルギーへの転換に関する判断基準の告示（案）について 等

判断基準：輸送事業者がエネルギーの使用の合理化を図るに当たり具体的に取り組むべき事項を、改正省エネ法第103条第1項及び第127条第1項により国が定めた告示。

- 貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準
(平成18年経済産業省・国土交通省告示第7号)
- 旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準
(平成18年経済産業省・国土交通省告示第6号)

- ・エネルギー消費原単位※又は電気需要最適化評価原単位を **中長期的にみて年平均1%以上低減**させることを目標
- ・省エネについての社内体制の整備、効率的な輸送用機械器具の導入、エコドライブなど効率的な運行の促進、帰り荷の確保など輸送用機械器具の効率的使用 等

※各輸送区分におけるエネルギーの使用に係る原単位の算出方法

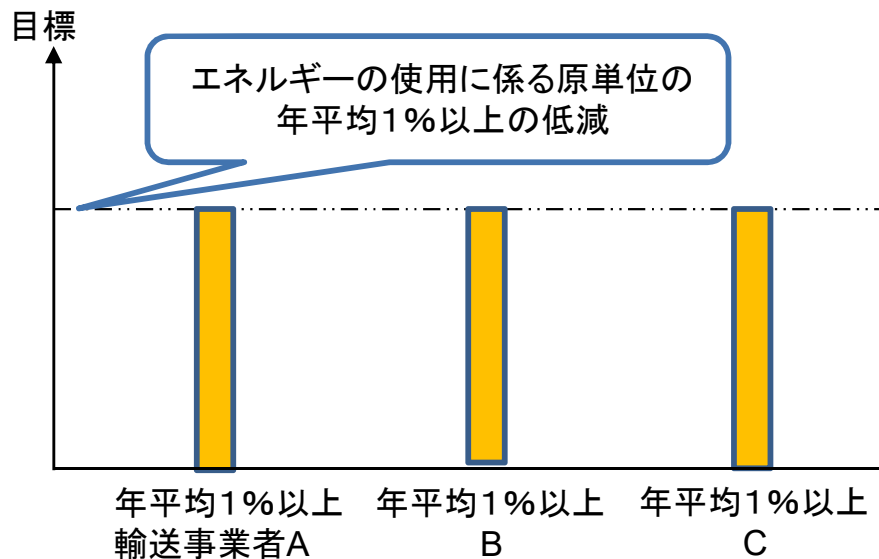
- ・貨物 : 【 エネルギー使用量(kL) 】 ÷ 【 輸送トンキロ(万トンキロ) 】
- ・旅客 : 【 エネルギー使用量(kL) 】 ÷ 【 輸送キロ(キロ) 】
- ・航空 : 【 エネルギー使用量(kL) 】 ÷ 【 有償トンキロ(トンキロ) 】

	取り組むべき事項
共通	荷主、他の輸送事業者との連携強化
鉄道	省エネルギー型車両の導入、大型コンテナが搭載可能な貨車の導入、列車本数の設定等を通じ、輸送需要に的確に対応した輸送能力の確保、車両の適切な点検及び整備、モーダルシフトの促進
自動車	低燃費車両の導入、運転者教育、デジタル式運行記録計の活用等によるエコドライブの推進、輸送量に応じたトラックの大型化及びトレーラー化の推進、共同輸配送・共同運行の実施、帰り荷の確保等による積載率の向上
船舶	低燃費船舶の導入、経済速力航行等の省エネ航行の実施、輸送量に応じた船舶の大型化、共同輸配送・共同運航の実施等による積載率の向上、モーダルシフトの検討
航空機	エネルギーの使用効率に優れた航空機の導入、地上運用におけるエネルギー使用の合理化、輸送量に応じた最適な機材の選択、回送運航(フェリーフライト)時の距離を縮減するような機材繰り
その他	公共交通機関の利用促進

- 国は、政府目標や技術開発・供給インフラの整備状況等を踏まえ、各事業者における目標の目安を設定。
- その際、国が一律に目標を設定するのではなく、あくまで国は「目安」として示しつつ、各事業者において、各事業者の事業環境等を踏まえて目標を設定してもらう。
- 特定輸送事業者は、その目標に向けた毎年の進捗を国に報告する。
- なお、目安については、今後の技術開発動向や普及状況等を踏まえ、随意見直すこととする。

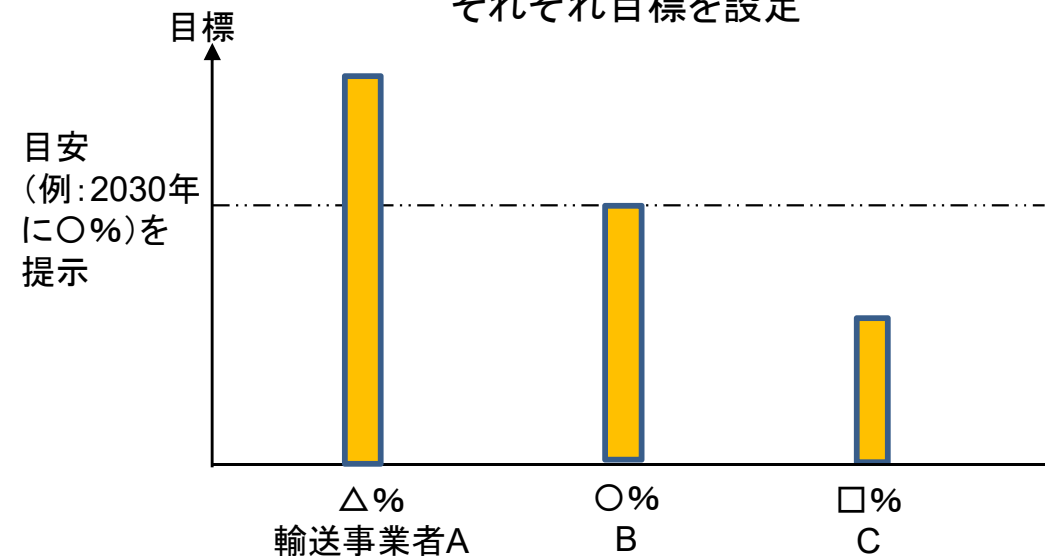
エネルギーの使用の合理化に関する判断基準

国が一律に目標を設定



非化石エネルギーへの転換に関する判断基準

国がモード毎に目安を示しつつ、各事業者が事業環境等を踏まえてそれぞれ目標を設定



非化石エネルギーの割合が増加する輸送方法の選択として

- 各輸送モードごとに、
 - ・ 各モードにおいて使用する輸送機器を電気や水素等を動力源とするものに置き換える輸送
 - ・ 従来の化石燃料から、バイオ燃料等の非化石燃料を代替燃料として使用する輸送
 を記載。
- また、全ての輸送モードに共通する事項として、利用者、他の輸送事業者等と協力・連携により、非化石エネルギー割合が増加する輸送方法を選択することについて記載。
 (例：トラック輸送事業者の一部鉄道利用、ドローン輸送、旅客によるSAFフライトの選択等)

自動車 (トラック、バス、タクシー)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非化石エネルギー自動車を使用する輸送 ・ 化石燃料に代替して非化石燃料を使用する輸送
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気車又は燃料電池車を使用する輸送 ・ 化石燃料に代替して非化石燃料を使用する輸送
船舶	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水素燃料電池船、バッテリー船等を使用する輸送 ・ 化石燃料に代替して非化石燃料を使用する輸送
航空	<ul style="list-style-type: none"> ・ SAFを使用する輸送 ・ 水素航空機、電動航空機等を使用する輸送
全モード 共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荷主・利用者・他の事業者と連携することにより、輸送に際し消費エネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加する輸送方法を選択すること

- 各モード毎に、政府戦略等における目標や非化石エネルギー車両の今後の伸び等を考慮して、可能な限り定量的な目標を設定。
- 非化石エネルギーを使用する輸送機器の技術開発の見通しが定かでない輸送モード(大型トラック、船舶)については、定性的な目標として設定。今後の技術開発動向や新たな政府目標等の策定等を見据え、2030年度までに定量的な目標の設定を検討。

輸送事業	定量的目標の目安	定性的目標の目安
小型トラック (8トン以下)	2030年度までに保有台数の 5% を非化石エネルギー自動車へ更新	車両に使用する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合の増加
大型トラック (8トン超)	なし (2030年度までに定量的目安の設定を検討)	2030年度までに非化石エネルギー自動車を導入(運行体制の構築を含む)
バス	2030年度までに保有台数の 5% を非化石エネルギー自動車へ更新	車両に使用する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合の増加
タクシー	2030年度までに保有台数の 8% を非化石エネルギー自動車へ更新	車両に使用する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合の増加
鉄道	2030年度における使用電力の 59% を非化石エネルギー化(電気車の場合)	2030年度までに電気車、FC車又は非化石エネルギー車両の導入(運行体制の構築を含む)(内燃車の場合)
船舶	なし (2030年度までに定量的目安の設定を検討)	2020年代後半以降、水素FC船、バッテリー船、LNG船の導入(運航体制の構築等を含む)
航空機	2030年度における燃料使用量のうちSAF使用量の割合を 10%* とする。 ※ 国際・国内便の合算値	航空機環境新技術を搭載した機材の積極的導入

II-2 非化石エネルギー転換の目標達成のために取り組むべき措置

- 非化石エネルギー転換に向けて取り組むべき措置として、取組方針の策定、体制の構築等とともに、各輸送モードごとに輸送用機械器具等に関して取り組むべき措置を記載。
- 非化石エネルギー車両の導入や非化石燃料の使用のほか、これらの導入にあたって必要となる関係者との協力や調査・検討、充電インフラ等の導入（荷主の判断基準において荷主の取組措置としても記載）、非化石電気の使用等について記載。
- また、旅客については、公共交通機関を担うものとして、地域の脱炭素に貢献する旨を取組方針に明記することを記載。

輸送事業	取り組むべき措置
自動車 (トラック、バス、タクシー)	① 非化石エネルギー自動車(EV、FCV、PHEV、非化石燃料車)の導入 ② 化石燃料に代わり非化石燃料を使用 ③ ①と一体的な充電等インフラの導入 ④ ①又は②に向けた関係者(行政機関、製造業者、荷主等)との協力、調査・検討 ⑤ EVやPHEVに使用する電気について、非化石エネルギー率が高いものを選択
鉄道	① 外部調達電気の非化石化、非化石証書等の取得 ② 太陽光発電設備等の導入 ③ 電気車又は燃料電池車の導入 ④ 化石燃料に代わり非化石燃料を使用 ⑤ ③又は④に向けた関係者(行政機関、製造業者等)との協力、調査・検討
船舶	① 水素FC船等の非化石エネルギーを使用する船舶の導入 ② 将来的な合成燃料等の活用を想定したLNG船の導入 ③ 非化石燃料の使用 ④ ①～③に向けた関係者(行政機関、製造業者、荷主等)との協力、調査・検討 ⑤ 停泊中において陸上電源供給システムの活用
航空	① SAFの積極的利用・拡大 ② 環境新技術を搭載する機材の導入 ③ ①又は②に向けた関係者(行政機関、製造業者、荷主等)との協力 ④ GPU(地上動力装置)を優先的に使用
全モード共通	① 荷主や利用者又は他の事業者との連携・協力による非化石エネルギーへの転換に向けた取組

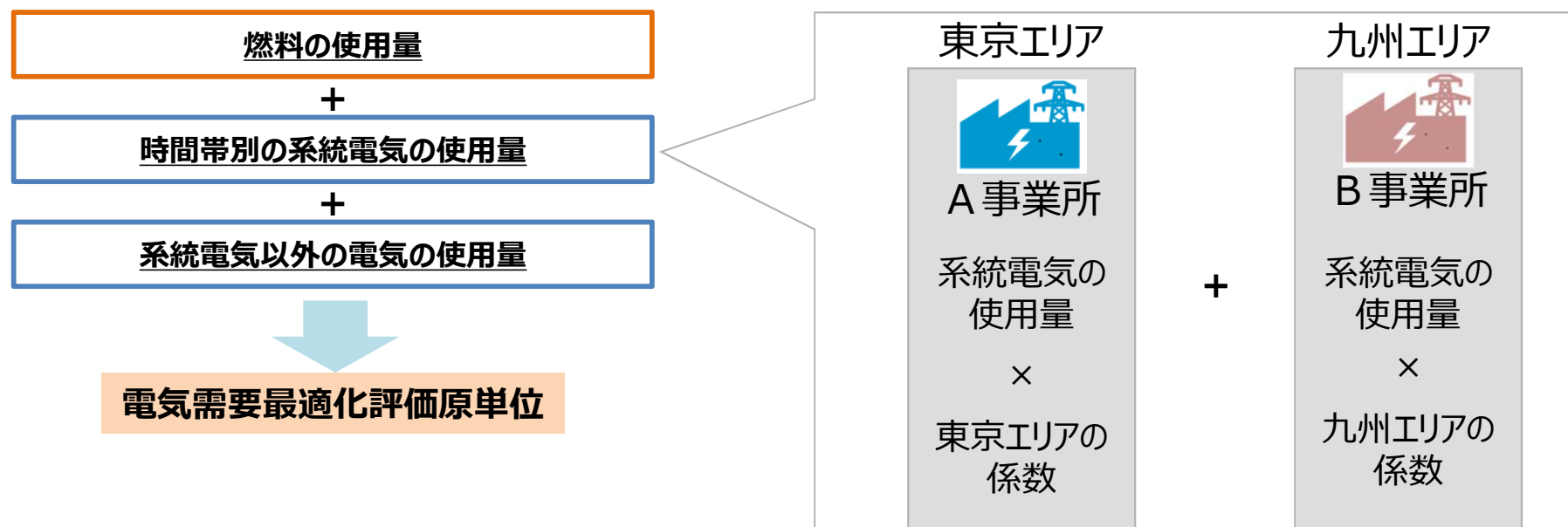
法改正の概要～電気の需要の最適化～

- 電気の需要の最適化に関する取組は、電気需要最適化評価原単位により評価を行う。
- 電気需要最適化評価原単位の算出に当たっては、**月別または時間帯別の電気需要最適化係数**を用いて電気の使用量を補正する。定期の報告に当たっては、事業者自身で時間帯別の報告とするか、月別の報告とするか選択可能。

定期報告書における電気需要最適化評価原単位に係る電力使用量の記載（イメージ）

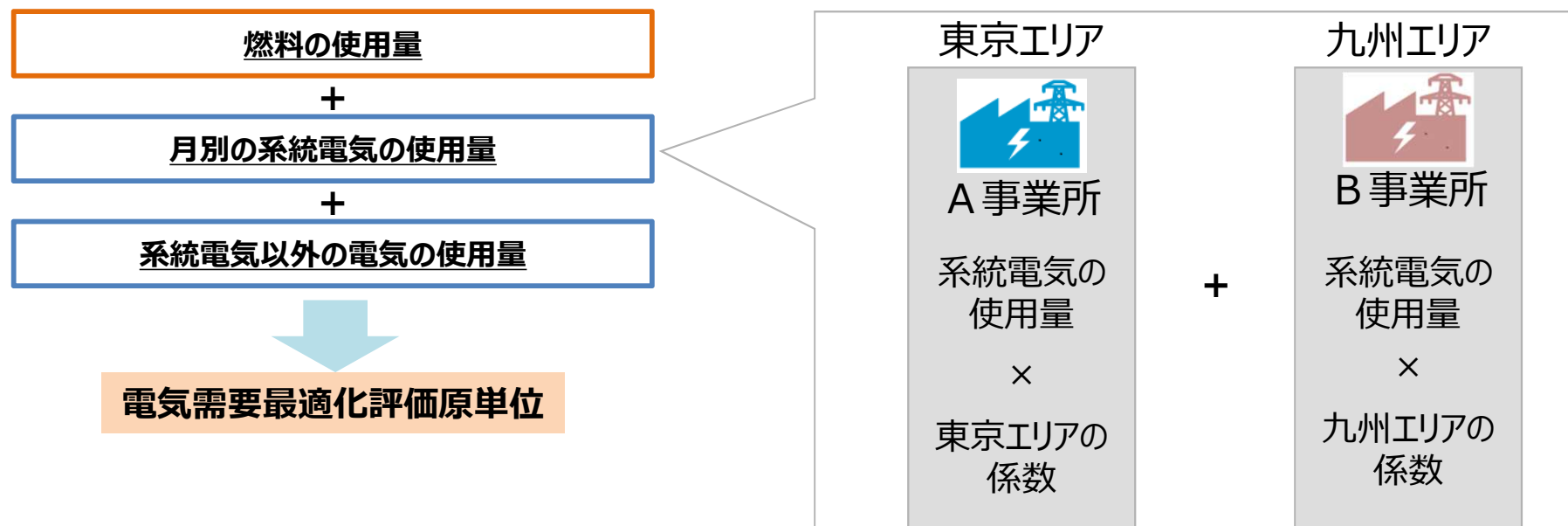
時間帯		単位	年度 使用量	
			数値	原油換算kl
月別	4月	千kWh		
	5月	千kWh		
	~~~~~			
	2月	千kWh		
	3月	千kWh		
時間帯別	出力制御 時間帯	千kWh		
	需給が厳しい 時間帯	千kWh		
	その他の時間帯	千kWh		
		合計		

- 30分単位又は60分単位で計測した系統電気の使用量に、エリア毎の「出力制御時間帯」、「需給が厳しい時間帯」、「その他の時間帯」の係数を乗じて電気の使用量を計算。
- 出力制御時間帯については、2日前に一般送配電事業者が出力制御が見込まれると公表した時点、需給が厳しい時間帯については、前日に電力広域的運営推進機関が一部の時間帯で広域予備率が5%未満となることが見込まれると公表した時点で係数を確定する。事業者にとっては、一般送配電事業者や電力広域的運営推進機関のHPを確認いただき、時間帯別の電気の使用量を検討いただきたい。（確定した係数は報告対象年度の翌年度4月下旬に資源エネルギー庁のHPで公表予定。）
- なお、各時間帯の係数はエリア毎に異なるため、エリアをまたいで複数事業所有する事業者にとっては、事業所が属するエリア毎の電気の使用量に各エリアの係数を乗じて電気の使用量を計算していただきたい。



# 電気需要最適化評価原単位の報告の具体的方法②:月別

- 一月単位で計測した系統電気の使用量に、月毎の係数を乗じて電気の使用量を計算すること。
- 月別の係数については、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯、その他の時間帯の比重に応じて資源エネルギー庁で係数を決定し、翌年度の4月下旬頃にHPで公表する予定。報告対象年度の前年度の月毎の係数は毎年度4月下旬に公表予定であるため、これに基づいて月別の電気の使用量を検討いただきたい。
- なお、月毎の係数はエリア毎に異なるため、エリアをまたいで複数事業所有する事業者には、エリア毎の電気の使用量に各エリアの係数を乗じて電気の使用量を計算して下さい。



1. 省エネ法の概要
2. 省エネ法の改正について
3. 新様式に基づく中長期計画書の作成について
4. その他

# 中長期計画書の作成(1/3)

様式第3 (第5条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

## 中長期計画書

地方運輸局長 殿

年 月 日

住 所  
法人名  
法人番号  
代表者の役職名  
代表者の氏名

法人番号を記載

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する計画を提出します。

I 特定輸送事業者の名称等

特定輸送事業者指定番号	
事業者名	
貨物輸送区分	1. 鉄道による貨物の輸送 2. 事業用貨物自動車による貨物の輸送 3. 自家用貨物自動車による貨物の輸送 4. 船舶による貨物の輸送
主たる事務所の所在地	〒 電話 (     -     -     ) FAX (     -     -     ) e-mail (     )
中長期計画書の提出免除の希望	中長期計画書の提出頻度の軽減の条件に該当しており、当該条件を満たす限り、翌年度以降は下記の計画期間中の中長期計画書の提出免除を <input type="checkbox"/> 希望する

中長期計画書（エネルギーの使用の合理化に関する計画部分）の提出免除の条件に当てはまり、かつ提出免除を希望する場合は、チェック

II エネルギーの使用の合理化に関する計画

1. 計画期間

年度 ~ 年度

エネルギーの使用の合理化に関する判断基準の内容を踏まえて記載

2. 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

対 策	計 画 内 容	実施時期	エネルギー使用合理化期待効果 (原油換算 kL/年)

3. 前年度計画書との比較

対 策	削除された計画	理 由
対 策	追加された計画	理 由

4. その他計画に関する事項

--

# 中長期計画書の作成(2/3)

判断基準を踏まえて、～2030年度までの計画期間とする  
(～2030年度までとしない場合は、Ⅲ 5. に理由を記載)

中長期計画書(非化石エネルギーへの転換に関する計画部分)の計画内容に変更がなく、に当てはまり、かつ提出免除を希望する場合は、チェック

鉄道事業者は記載

計画期間の最終年度における目標を記載

トラック事業者は記載

計画期間の最終年度における目標を記載

Ⅲ 非化石エネルギーへの転換に関する計画

1. 計画期間

年度 ~ 年度 □計画内容に変更なし

2. 非化石エネルギーへの転換の目標

2-1. 定量的な目標

(1) 電気車における非化石電気の使用割合

	目標	
	年度	
<input type="checkbox"/> 使用電気全体(自家発電を含む。) <input type="checkbox"/> 外部調達電気 に占める非化石エネルギーの割合		%

備考 非化石電気の割合(使用電気全体(自家発電を含む。))又は外部調達電気は、記載する項目に■印を付すこと。

(2) 非化石エネルギー自動車(車両総重量8トン以下の貨物自動車)

区分		目標	
		年度	
電気自動車	①		台
水素自動車 (燃料電池自動車を含む。)	②		台
プラグインハイブリッド自動車	③		台
専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車	④		台
非化石エネルギー自動車の合計	⑤=①+②+③+④		台
貨物輸送に使用する自動車の合計	⑥		台
非化石エネルギー自動車割合	⑦=⑤/⑥×100		%
(参考) ハイブリッド自動車	⑧		台
(参考) 電動車割合	⑨= (①+②+③+⑧) / ⑥ × 100		%

(3) バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車(車両総重量8トン以下の貨物自動車)に係る参考情報

燃料の種類 (バイオ燃料又は合成燃料)	混合割合	目標年度における バイオ燃料又は合成燃料の 使用量の見込み	目標年度における 台数の見込み
	%	kl	台
	%	kl	台



# 中長期計画書の作成(3/3)

## (4) その他定量的な目標

年度	内容	目標数値

目標設定をする場合は記載

## 2-2. 定性的な目標

年度	内容

すべてのモードの事業者が記載

## 3. 目標を達成するために取り組む措置(計画内容)

内容	実施時期

すべてのモードの事業者が記載

## 4. 前年度計画書との比較

削除された目標・取組措置	理由
追加された目標・取組措置	理由

## 5. その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報

--

計画期間を～2030年度までとしない場合は理由を記載

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本標準規格のA4サイズとする。
  - 2 該当事項はその直前に記載する。
  - 3 計画書冒頭の※印を付する。
  - 4 IIの2の「計画内容」の欄については、対策の種類別に記入すること。
  - 5 IIの2の「エネルギー使用合理化期待効果」の欄には、基準年度を報告年度とし、計画完了年度における年間エネルギーの使用の合理化効果を原油の数量に換算して「k1」により記入すること。
  - 6 IIの3及びIIIの4には、IIの2並びにIIIの2及び3について、それぞれ前年度と比較して記入すること。なお、該当する項目が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
  - 7 IIの4には、IIの2の欄に記入した計画に関連する上位の計画(グループ企業全体に関連するプロジェクト、全体計画等)がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。また、この欄のみでは記入が困難な場合には、関係資料を添付すること。
  - 8 IIIの2-1(2)の「非化石エネルギー自動車」とは、電気自動車、水素自動車(燃料電池自動車を含む)、プラグインハイブリッド自動車及び専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車をいう。この欄には、それぞれ値を記入すること。
  - 9 IIIの2-1(2)の「貨物輸送区分」が1の場合は(1)及び(4)を記載し、2又は3の場合は(1)及び(4)を記載し、4又は5の場合は(1)及び(4)を記載すること。

目標年度、実施時期は計画期間中の年度となるように記載

# 中長期計画の提出頻度の軽減について(エネルギーの使用の合理化に関する計画部分)

過去5年度間のエネルギー消費原単位変化が**2箇年に渡って99%以下**である場合は、**次年度以降、計画書の期間の範囲(5年を超えない)で計画の提出が一部免除**され、期間の終期の属する年度の6月末日までに計画書を1通提出すれば足りることとなる。ただし、**免除期間であっても過去5年度間のエネルギーの使用に係る平均原単位変化が99%を超える場合は提出が必要**となる。※定期報告書については毎年度提出が必要。  
 【省令第5条第2項, 第11条第2項, 第19第2項, 第31条第2項】

例：2箇年（2021年度、2022年度実績）に渡って原単位変化が99%以下である事業者Aが、2023年6月に中長期計画（計画期間：2023年4月～2028年3月）を提出し、2024年度、2025年度、2026年度の提出免除を希望する場合

- ・ 計画を提出する年度 → **2023年度**
- ・ 計画を提出する年度の前年度（申請前事業年度） → **2022年度（2018年度 - 2022年度実績平均）**
- ・ 計画を提出する年度の前々年度（申請前々事業年度） → **2021年度（2017年度 - 2021年度実績平均）**
- ・ 期間の終期の属する年度 → **2027年度**

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
定期報告を提出する年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
定期報告の対象となる年度	2017	2018	2019	2020	2021 申請前々事業年度	2022 申請前事業年度	2023	2024	2025	2026
過去5年度間のエネルギー消費平均原単位変化(%)	-	-	-	-	98.50%	98.48%	90.04%	98.40%	97.88%	
					2箇年に渡って99%以下		99%以下	99%以下	99%以下	



# 中長期計画の提出頻度の軽減について(非化石エネルギーへの転換に関する計画部分)

非化石エネルギーへの転換に関する計画については、**最後に提出した内容に変更が生じるまでは、再提出は不要。**（ただし、**5年が上限**）。

【省令第5条第3項，第11条第3項，第19条第3項，第31条第3項】

中長期計画を提出する年度		2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
例	計画期間								
	提出要否	提出	免除	免除	免除	提出	免除	免除	提出

## 留意事項

- 次年度以降、中長期計画の提出頻度軽減を希望する場合、
  - ・エネルギーの使用の合理化に関する計画（以下計画①）は、表紙部分にチェックを付けて提出する。
  - ・非化石エネルギーへの転換に関する計画（以下計画②）は、「Ⅲ-1.計画期間」にチェックを付けて提出する。
- 計画①のみ免除期間中の場合は、表紙及び計画②を記入し提出する。
- 計画②のみ免除期間中の場合は、表紙及び計画①、計画②の「Ⅲ-1.計画期間」を記入し提出する。
- 計画①②両方の免除期間中は、提出不要。

1. 省エネ法の概要
2. 省エネ法の改正について
3. 新様式に基づく中長期計画書の作成について
4. その他

## 1. 中長期計画書の作成 (非化石エネルギーへの転換に関する目標の設定)

➤ 提出〆切：2023年6月末日

以下のHPより、記載要領の確認、作成支援ツールのダウンロードが可能です。

国土交通省HP

省エネ 輸送事業者

検索



[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000002.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000002.html)

※2023年度は改正法に基づく新様式で報告する初年度のため、エネルギーの使用の合理化に関する計画も含めてご提出ください。

## 2. 定期報告書の作成

➤ 提出〆切：2023年6月末日

※改正法に基づく新様式での報告は、2024年度の報告 (2023年度実績分) からです。  
2023年度の報告 (2022年度実績分) は、改正前の様式をご使用ください。

## 3. 来年度定期報告書作成に向けた対応

➤ 4月1日以降の非化石エネルギーの使用状況や月別・時間帯別の電気使用量の記録

- ・非化石燃料や非化石電気などエネルギーの種類追加や細分化
- ・エネルギーの熱量換算係数の変更

# 定期報告書及び中長期計画書の提出方法

- 定期報告書及び中長期計画書等の提出は**原則としてEEGSを御利用ください**。
- EEGSによる2023年度の提出は、定期報告書はEEGSへの直接入力もしくはExcel支援ツールの提出、中長期計画書はExcel支援ツールの提出が可能です。

## ●電子申請のメリット

- オンラインによる定期報告の提出は、郵送等による紙媒体での提出より便利。複数の提出先に対する印刷と郵送が不要で、システムを介した再提出も可能。
- 2022年度から定期報告書・中長期計画書等の作成と提出を一体的に行える電子報告システム「EEGS（イーグス）」の運用を開始。
- オンラインによる提出を行うためには、事前に「電子情報処理組織使用届出書」の提出が必要。

## ●EEGS利用のメリット

報告書提出に伴う作業の低減	システム上で報告書提出が完了するため、紙での提出は不要 省エネ法・温対法・フロン法における各種報告の一元管理が可能
算定精度の向上	システム上で入力値の自動チェックが可能のため、事業所管省庁からの差戻し回数が減少
過年度報告内容の確認	過去に提出した報告書の内容を確認でき、過年度の報告内容を参照しつつ今年度の報告書を作成可能
報告書処理状況の確認	提出した報告書の省庁での処理状況（提出、受理、差戻し等）がシステム上で確認可能

「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）」は、省エネ法・温対法・フロン法の同時報告及び温室効果ガス排出に関する情報の統合管理を可能とするシステムです。

報告手続の効率化の観点から、定期報告書等の提出は原則としてEEGSを御利用いただきますようお願いいたします。